

令和4年第2回長南町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和4年11月30日(水曜日)午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度長南町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第 6 議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第3号 令和4年度長南町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第 9 議案第4号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第5号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第6号 令和4年度長南町ガス事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

| | | | |
|-----|-------------|-----|-----------|
| 1番 | 宮 崎 裕 一 君 | 2番 | 林 義 博 君 |
| 3番 | 河 野 康 二 郎 君 | 4番 | 岩 瀬 康 陽 君 |
| 5番 | 御 園 生 明 君 | 6番 | 松 野 唱 平 君 |
| 9番 | 板 倉 正 勝 君 | 10番 | 加 藤 喜 男 君 |
| 11番 | 丸 島 な か 君 | 12番 | 和 田 和 夫 君 |
| 13番 | 松 崎 剛 忠 君 | | |

欠席議員(1名)

7番 森 川 剛 典 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-----------|---------------|-------------|
| 町 長 | 平 野 貞 夫 君 | 副 町 長 | 佐 久 間 静 夫 君 |
| 教 育 長 | 糸 井 仁 志 君 | 総 務 課 長 | 仁 茂 田 宏 子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 河 野 勉 君 | 企 画 政 策 課 主 幹 | 田 中 英 司 君 |
| 財 政 課 長 | 江 澤 卓 哉 君 | 福 祉 課 長 | 長 谷 英 樹 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 石 川 和 良 君 | 建 設 環 境 課 長 | 唐 鎌 伸 康 君 |
| ガ ス 課 長 | 今 関 裕 司 君 | | |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 今 井 隆 幸 | 書 記 | 山 本 裕 喜 |
|---------|---------|-----|---------|

○議長（松野唱平君） 皆さん、こんにちは。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、報告いたします。

森川議員から諸事情のため欠席する旨の届出がありましたので報告します。

以上で報告を終わります。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

平野町長。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 本日は、令和4年第2回臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多用の中、ご出席をいただき、ありがとうございます。

さて、本臨時会でございますが、専決処分に係ります承認1件、条例議案2件、補正予算4件の7件を提案させていただいております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和4年第2回長南町議会臨時会を開会します。

（午後 1時30分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

11番 丸 島 な か 君

12番 和 田 和 夫 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

板倉議会運営委員長。

〔議会運営委員長 板倉正勝君登壇〕

○議会運営委員長（板倉正勝君） 皆さん、こんにちは。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る11月28日に委員会を開催し、令和4年第2回臨時会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本臨時会に付議される事件は、専決処分の承認1件、条例の一部改正2件、補正予算4件の計7議案が提出されているほか、議員発議1件が予定されております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日30日の1日とすることに決定いたしました。

明細な日程等につきましては、お手元に配付しました令和4年第2回長南町議会臨時会日程概要のとおりです。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日30日の1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日30日の1日に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案7件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

また、林 義博君ほか4名から発議1件を受理しましたので報告します。

なお、受理した議案及び発議等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本臨時会の議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により説明員の出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました令和4年8月分、9月分、10月分の例月出納検査結果及び同法第199条第9項の規定に基づき、監査委員から報告のありました令和4年度の定期監査結果についても、お手元に配付した印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第1号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてから日程第11、議案第6号 令和4年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平野町長。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 承認第1号及び議案第1号から第6号までの議案について一括して提案理由を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、令和4年度長南町一般会計補正予算（第3号）について、電力・ガス・食料品等の物価高騰に対応するため、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり5万円の価格高騰緊急支援給付金の給付を国が決定したことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、急施を要するものと認め本年10月20日に給付経費に係る補正予算を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれに473万2,000円を追加し、予算の総額を57億7,453万9,000円といたしましたのでございます。

次に、議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、国・県の勧告に基づく給与等の改定に準拠し、一般職及び特別職の給与等に関する条例の一部をそれぞれ改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 令和4年度長南町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、本補正予算は、給与改定に伴う人件費及び庁舎建設工事費の追加などにより歳入歳出それぞれに5,201万3,000円を追加し、予算の総額を58億2,655万2,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第4号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、会計年度任用職員1名の増員による人件費の追加でございます。歳入歳出それぞれに121万円を追加し、予算の総額を7,001万円にしようとするものでございます。

次に、議案第5号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は、給与改定に伴う人件費の追加でございます。歳入歳出それぞれに6万8,000円を追加し、予算の総額を2億3,948万8,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第6号 令和4年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、給与改定に伴います人件費の増額補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご承認、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

承認第1号の内容の説明を求めます。

江澤財政課長。

〔財政課長 江澤卓哉君登壇〕

○財政課長（江澤卓哉君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度長南町一般会計補正予算（第3号））の内容の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

令和4年11月30日提出、長南町長、平野貞夫。

専決処分の理由といたしましては、町長から提案理由の説明にもございましたが、電力・ガス・食料等の物価高騰に対応するため、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり5万円の価格高騰緊急支援給付金の支給を国が決定したことに伴い、緊急に予算措置が必要となったことから専決処分をさせていただいたものでございます。

2ページをお開きください。

専決処分書。

令和4年度長南町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項に規定に基づき急施を要するものと認め、別冊のとおり専決処分する。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

令和4年度長南町一般会計補正予算（第3号）でございます。

令和4年度長南町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,737万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,453万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

この予算は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年10月20日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正となります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

歳入でございますが、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、1節社会福祉費補助金で、価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金4,600万円及び価格高騰緊急支援給付金給付事務費補助金137万2,000円の計4,737万2,000円の追加をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、価格高騰緊急支援給付金の支

給に要する経費を計上させていただいており、11節役務費で、支給対象世帯に対する確認書等の送付に係る郵便料15万5,000円及び給付金口座振込手数料17万5,000円の計33万円の追加をお願いし、12節委託料で、支給事務に用いるシステムの改修委託料104万2,000円の追加をお願いし、18節負担金補助及び交付金で、1世帯当たり5万円の価格高騰緊急支援給付金を920世帯に給付するため、4,600万円の追加をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額特定財源となり、歳入でご説明した国庫支出金価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金及び同給付金給付事務費補助金を充てさせていただくものでございます。

以上が本補正予算の内容となります。

承認第1号 専決処分承認を求めることについて（令和4年度長南町一般会計補正予算（第3号））の内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで承認第1号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第1号及び議案第2号の内容の説明を求めます。

仁茂田総務課長。

〔総務課長 仁茂田宏子君登壇〕

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第1号及び議案第2号につきましてのご説明を申し上げます。

お手元の議案書3ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書4ページ、また参考資料1ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、本年8月に国家公務員の一般職の職員の給与等に関し、月例給及び期末勤勉手当等を引き上げる勧告がされたところでございます。また、千葉県におきましても、本年10月に県人事委員会で一般職の職員の給与等に関し、月例給及び期末勤勉手当等を引き上げる勧告がなされたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

この人事院勧告等の概要でございますが、人事院が行いました職種別民間給与実態調査結果によりますと、昨年8月から本年7月までの1年間において、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数が民間事業所の支給割合を0.11月分下回っており、民間の支給割合との均衡を図るために、勧告では支給月数を0.1月分引き上げ、この支給月数の引上げ分につきましては、勤勉手当に配分されることとなりました。これにより、本町におきましても国・県と同様に改正をさせていただくものでございます。

改正の内容といたしましては、議案書4ページになりますが、第1条関係では、一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正でございまして、第19条第2項の勤勉手当につきましては、第1号の一般職員では「100分の95」を「100分の105」に改め、第2号の再任用職員では「100分の45」を「100分の50」に改めさせていただきます。

施行期日は令和4年12月1日でございます。

次に、別表第1及び第2の表の第5条関係の給料表の改正では、議案書5ページから12ページになりますが、これも人事院が行いました国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査結果によりますと、本年4月時点で国家公務員の月例給が民間給与を下回っていたことから、民間給与との均衡を図るために、勧告では月例給の引上げ改定を本年4月に遡及して行うこととなりました。

具体的には、高卒者に係る初任給を4,000円引き上げ、また、30歳代半ばまでの係長級職員が在籍する号俸の引上げがされるものでございます。これにより、本町におきましても国・県と同様に給料表を改正するものでございまして、施行期日は令和4年4月1日でございます。

次に、議案書13ページ、また、参考資料14ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

第2条関係では、先ほどの第1条関係で改正をさせていただきます一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものでございまして、第19条の勤勉手当を一般職員では「100分の105」を「100分の100」に改め、再任用職員では「100分の50」を「100分の47.5」に改めさせていただきます、令和5年度の6月期及び12月期の勤勉手当を均等に配分するものでございまして、施行期日は令和5年4月1日でございます。

次に、第3条関係では、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございまして、第7条の特定任期付職員の給与に関する特例につきましては、1号給の給料月額37万5,000円を37万6,000円に改めさせていただきます、施行期日は令和4年4月1日でございます。

また、第8条第2項の期末手当では、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改めさせていただきます、施行期日は令和4年12月1日でございます。

次に、第4条関係では、先ほどの第3条関係で改正をさせていただきます第8条の期末手当につきまして、「100分の167.5」を「100分の165」に改めさせていただきます、施行期日は令和5年4月1日でございます。以上、大変雑駁でございますが、議案第1号の内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号でございます。

お手元の議案書15ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書16ページ、また参考資料19ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、人事院勧告、人事院委員会勧告に基づきまして、期末手当を改正させていただきますものでございます。

次に、改正の内容でございますが、議案書16ページの第1条関係では、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございまして、第4条第2項の期末手当につきまして「100分の215」を「100分の225」に改めさせていただきますものでございます。施行期日は令和4年12月1日でございます。

次に、第2条関係では、先ほどの第1条関係で改正をさせていただきます期末手当につきまして「100分の225」を「100分の220」に改めさせていただきます、令和5年度の6月期及び12月期の期末手当を均等に配分するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第2号の説明とさせていただきます。

議案第1号及び議案第2号につきまして、ご審議をいただき、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第1号及び議案第2号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第3号の内容の説明を求めます。

江澤財政課長。

〔財政課長 江澤卓哉君登壇〕

○財政課長（江澤卓哉君） それでは、議案第3号 令和4年度長南町一般会計補正予算（第4号）の内容の説明を申し上げます。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

議案第3号 令和4年度長南町一般会計補正予算（第4号）。

令和4年度長南町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,201万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,655万2,000円とする。第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、継続費の補正でございます。

継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

令和4年11月30日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

2ページから4ページまでが第1表、歳入歳出予算補正となります。

内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費の庁舎建設事業について、追加工事等の実施により庁舎建設工事費2,448万2,000円の増額をお願いしたいことから、令和4年度の年割額を8億8,872万5,000円から9億1,320万7,000円に変更し、これに伴い総額も10億8,654万8,000円から11億1,103万円へ変更するものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、人件費関係で2,753万1,000円、庁舎建設工事で2,448万2,000円の計5,201万3,000円の追加をお願いするものでございます。

人件費につきましては、人事院勧告を踏まえた給与改定による期末勤勉手当などの引上げ及び年度当初の人事異動等に伴い、今後歳出予算が不足する科目について追加するものであり、このうち給与改定に関して、議員特別職、一般職の給料及び期末勤勉手当の該当項目に係る増額分は今回の補正予算においては198万4,000円

を追加するものでございます。

それでは、歳出科目ごとにご説明いたします。

まず、1款議会費、1項議会費、1目議会費では、2節給料で書記の給料7万3,000円を追加し、3節職員手当等で書記の期末勤勉手当及び議員期末手当の計41万5,000円を追加するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、2節給料で一般職の給料846万7,000円を追加し、3節職員手当等で期末勤勉手当のほか各手当を追加し、計635万4,000円の追加をお願いするものです。

2目文書広報費では、2節給料で一般職の給料44万4,000円を追加し、3節職員手当等で期末勤勉手当の計25万8,000円の追加をお願いするものです。4節共済費で職員共済組合負担金13万円を追加するものです。13目庁舎建設事業費では、14節工事請負費で継続費で申し上げた庁舎建設工事2,448万2,000円の追加をお願いするものでございます。財源につきましては、全額特定財源その他として公共施設等整備基金繰入金を充てさせていただくものでございます。

2項徴税費、1目税務総務費では、フルタイムの会計年度任用職員について、2節給料で191万6,000円、3節職員手当等で期末勤勉手当として45万8,000円、4節共済費で11万2,000円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では、2節給料で一般職の給料401万9,000円の追加及びフルタイムの会計年度任用職員の給料185万9,000円の減額により計216万円を追加し、3節職員手当等で一般職の期末勤勉手当、通勤手当の追加及びフルタイムの会計年度任用職員の期末手当、通勤手当の減額により計123万8,000円を追加し、4節共済費で一般職の共済組合負担金の追加及びフルタイムの会計年度任用職員の社会保険料の減額により計87万6,000円の追加をお願いするものでございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費では、3節職員手当等で書記の勤勉手当3万5,000円の追加をお願いするものでございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費では、2節給料で一般職の給料4万3,000円の追加、及び3節職員手当等で期末勤勉手当の計3万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、3目児童福祉施設費では、1節報酬でパートタイムの会計年度任用職員の報酬147万6,000円の追加をお願いするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費について、12ページとなりますが、5目環境衛生費では、2節給料で一般職の給料76万2,000円を追加し、3節職員手当等で扶養手当、期末勤勉手当、通勤手当の計54万2,000円を追加し、4節共済費で共済組合負担金20万6,000円の追加をお願いするものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、3節職員手当等で一般職の勤勉手当3万9,000円の追加をお願いするものでございます。4目農村総合整備費では、27節繰出金で農業集落排水事業特別会計において、一般職の給料及び期末勤勉手当の支出に要する経費の繰出金として6万8,000円の追加をお願いするものでございます。6目ほ場整備費では、2節給料で一般職の給料3万3,000円を追加し、3節職員手当等で期末勤勉手当の計3万4,000円の追加をお願いするものです。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木管理費では、3節職員手当等で一般職の扶養手当及び住居手当の計

51万円の追加をお願いするものでございます。4項住宅費、1目住宅管理費では、2節給料で一般職の給料42万1,000円の追加、及び4節共済費で共済組合負担金10万円の追加をお願いするものでございます。5項都市計画費、1目都市計画総務費では、3節職員手当等で一般職の住居手当18万円の追加、及び4節共済費で共済組合負担金5万円の追加をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、3節職員手当等で特別職の期末手当6万6,000円の追加をお願いするものでございます。3項中学校費、1目学校管理費では、2節給料で用務員の給料9,000円の追加、及び3節職員手当等で期末勤勉手当の計2万6,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

人件費につきましては、全額一般財源として、11款地方交付税、1項地方交付税で、普通交付税の今年度決定額に対する留保額から2,753万1,000円の追加をお願いするものでございます。

19款繰入金、1項繰入金で、歳出でも申し上げたとおり、庁舎建設工事に充てさせていただくため、公共施設等整備基金繰入金2,448万2,000円の追加をお願いするものでございます。

なお、14ページから18ページにかけまして給与費明細書が、19ページに継続費に係る調書がそれぞれ記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第3号 令和4年度長南町一般会計補正予算（第4号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これでは議案第3号の内容の説明を終わりました。

次に、議案第4号の内容の説明を求めます。

唐鎌建設環境課長。

〔建設環境課長 唐鎌伸康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、議案第4号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第4号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度長南町の笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,001万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書により歳入から説明をさせていただきますので、6ページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金では、前年度繰越金といたしまして121万円の追加をお願いするものです。歳入合計の

総額といたしましては、7,001万円とするものでございます。

続きまして、歳出について説明させていただきますので、7ページをお願いいたします。

1款1項1目霊園管理費では、一般職員における病気休暇の取得によりまして欠員が生じたことから、会計年度任用職員1名の増員によるもので、1節報酬に121万円の追加をお願いするものでございます。

歳出合計といたしましては、7,001万円とするものでございます。

なお、8ページ、9ページにつきましては、会計年度任用職員の給与費明細書となっております。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第4号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(松野唱平君) これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第5号の内容の説明を求めます。

石川産業振興課長。

[産業振興課長 石川和良君登壇]

○産業振興課長(石川和良君) それでは、議案第5号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の内容につきまして、ご説明申し上げます。

別冊の令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

議案第5号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)。

令和4年度長南町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,948万8,000円とする。第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

この2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正となります。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明をさせていただきますので、7ページをお開きいただきたいと存じます。

今回お願いする補正の内容でございますが、農業集落排水事業会計につきましても、先ほど一般会計で説明されました給与改定に伴い、職員人件費の補正をお願いするものでございます。

1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、担当職員1名の人件費6万8,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページ目をお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金は、増額に伴い一般会計からの繰入金6万8,000円の追加をお願いするものでございます。

なお、8ページから10ページは給与費明細書となっております。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第5号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第5号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第6号の内容の説明を求めます。

今関ガス課長。

〔ガス課長 今関裕司君登壇〕

○ガス課長（今関裕司君） それでは、議案第6号 令和4年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明申し上げます。

今回のガス事業会計の補正は、4月の人事異動及び人事院勧告に伴います人件費の増額をお願いするものでございます。

補正予算書は別冊となっております。まず、1ページをお願いいたします。

議案第6号 令和4年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）。

第1条では、次に定めるところによらせていただきます。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款ガス事業費用、補正額3万8,000円減の7億1,475万5,000円。第2項供給販売費では、補正額63万増の2億5,169万6,000円。第3項一般管理費では、補正額83万6,000円減の4,395万1,000円。第5項営業外費用では、補正額16万8,000円増の637万2,000円とさせていただきますものでございます。

第4条資本的収入及び支出では、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,483万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,442万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,469万5,000円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,572万2,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,526万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,866万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,087万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,572万2,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正させていただくものでございます。

2ページをお願いいたします。

第5条では給与費を改めるものでございます。

職員給与費補正額205万7,000円を増額し、5,221万3,000円とさせていただきます。

3ページをご覧いただきたいと思えます。

令和4年度長南町ガス事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的支出でございますが、1款ガス事業費用、2項供給販売費では、63万円増の5,067万9,000円でございます。1目給料、2目手当、3目法定福利費では、人事異動に伴う若手職員から中堅職員が増えたことによるものです。17目委託作業費では、184万円減の3,786万4,000円で、主にガス燃焼等分水機の定期点検が完了し、それに係る費用が減少したことによるものでございます。

3項一般管理費では、83万6,000円減の2,261万3,000円でございます。人事異動に伴います人件費の減額でございます。5項営業外費用、2目消費税及び地方消費税額は、補正額16万8,000円増の148万8,000円ござい

います。

次に、4ページですが、1款資本的支出でございます。

1項建設改良費、4目給料3万7,000円、5目手当38万6,000円、合わせまして補正額42万3,000円の増とさせていただきます計813万2,000円とするものです。

5ページをお願いいたします。

令和4年度長南町ガス事業予定キャッシュ・フロー計算書（1号補正）でございます。

業務活動によって実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れを表したものでありまして、右側下の行になりますが、各業務の合計額の資本増加額は3,900万7,000円減となり、令和4年度末の資本残高は、二重線で1億711万2,000円と見込むものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

令和4年度長南町ガス事業会計予定損益計算書（1号補正）でございます。

ガス事業の経営状況を表したもので、本年度3月末の見込みを税抜きで表示しております。

当年度純利益は右側下から4行目で、営業収益から営業費を差し引いた純利益は45万円の見込みでございます。前年度繰越利益剰余金と合わせますと、当年度末未処分利益剰余金は631万円を見込むものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

令和4年度長南町ガス事業会計予定貸借対照表（1号補正）でございます。

財政状態を表したものでございまして、資産の部では1の固定資産、2の流動資産の合計で、一番下の二重線になりますが、資産合計は17億282万1,000円でございます。

続きまして、8ページ目でございますけれども、負債の部では3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計は8億3,779万2,000円で、次の資本の部では6の資本金、7の剰余金の合計、資本合計は8億6,502万9,000円となり、下の二重線、負債資本合計では17億282万1,000円でございます。

前のページの資産合計とただいまの負債資本合計が、複式記帳の法則により双方とも同額となっておりますので、貸借対照表として成り立っているところでございます。

次の9ページ、10ページは給与明細書であります。

11ページは補正後の実施計画を長南、睦沢に分けた内容となっております。後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、雑駁な説明ではありましたが、令和4年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした承認第1号から議案第6号までの内容の説明は終わりました。

日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

12番、和田君。

- 12番（和田和夫君） 議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正に反対をしたいと思います。

国家公務員の人事院勧告並びに千葉県人事院勧告に基づく特別職の期末手当の改正です。期末手当が0.1か月引上げになりますが、町民は物価高騰が続き、年金は下げられ、賃金もほとんど上がらず、厳しい生活を強いられています。特別職の期末手当引上げは、こうした町民の感情にそぐわないのだと思うので反対したいと思います。

- 議長（松野唱平君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、林君。

- 2番（林 義博君） 賛成討論をいたします。

本案につきましては、国家公務員の一般職の月例給及び勤勉手当の引上げ、また、千葉県においても同様に引上げがされるところであります。このことから、国の人事院、県の人事委員会の勧告に基づき、一般職と同様に特別職の期末手当を改正する内容でありますので、本案については賛成をいたします。

以上です。

- 議長（松野唱平君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（松野唱平君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第3号 令和4年度長南町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 令和4年度長南町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第4号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第5号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第6号 令和4年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和4年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第12、発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

2番、林君。

〔2番 林 義博君登壇〕

○2番（林 義博君） 議長のお許しをいただきましたので、発議第1号の提案理由の説明を申し上げます。

先ほど執行部の提案理由の説明がありましたように、千葉県人事委員会の勧告では、本年の民間給与との較差の状況及び国の人事院勧告の内容を勘案し、期末・勤勉手当を民間の支給割合に見合うよう引上げを行おう

とするものです。

私ども議会議員においては、これまで特別職の条例改正の内容に準じ、国会の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正を行ってまいりました。

つきましては、特別職と同様、千葉県人事委員会の勧告及び国の人事院勧告等に基づき、議会議員の期末手当を年間0.10月分の引上げを行うこととし、条例改正をお願いするものです。

ここからは改正内容について申し上げます。

第1条では、令和4年度の支給率を「100分の215」から「100分の225」に改めるもので、年間の支給月数を現在の4.30月分から4.40月分とするものです。

第2条は、令和5年度からの支給率を「100分の225」から「100分の220」に改めるもので、年間の支給月数としては、令和4年度と同様に4.40月分とするものです。

また、附則といたしまして、この条例は令和4年12月1日から施行するものです。ただし、第2条の規定につきましては令和5年4月1日からの施行となります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同くださるようお願い申し上げます、発議第1号の提案理由の説明をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、和田君。

○12番（和田和夫君） 特別職と同様に、期末手当の引上げに対して、町民の皆さんは、物価高騰が続き、年金は下げられ、賃金もほとんど上がらず、厳しい生活を強いられています。議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、町民感情にそぐわないと思うので反対したいと思います。

○議長（松野唱平君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、丸島君。

○11番（丸島なか君） それでは発議第1号につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

町議会議員の報酬等に関する件につきましては、その社会情勢の厳しさ等を鑑み、反映すべく見直しをしております。近年では全国的に若い世代にも議会参加を見出させていただくためにも、報酬額を見直す必要性が議論をされております。

また、先の議会にて町民の意見及び感覚に沿って本町の議員定数を3減したことからも、本発議案の考え方

としては、多様化する町民ニーズの対応及び幅広く適正な議員活動を展開するための正当な条例改正と判断し、賛成といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） ほかに討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本臨時会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回長南町議会臨時会を閉会します。

皆さん、お疲れさまでした。

(午後 2時44分)